



### 1月の安全就業重点事項

## 雪道・凍結路での 歩行注意、安全運転



#### <具体的推進事項>

- ① 歩行者は滑り止め付きの履物を使用
- ② 雪道では自転車に乗らない
- ③ 自動車は「急加速・急ブレーキ・急ハンドル」をしない

#### ① 恐ろしい 雪道での転倒事故

昨年度、雪道での転倒事故が2件発生しました。1件は大腿骨骨折（入院45日）、もう1件は頸部捻挫（通院72回）と、長期にわたる治療が必要となりました。

転倒事故は重症化しやすく、治療が長引くため、就業にも大きく影響します。特に雪道は滑りやすく、かつ全身のバランス感覚や筋力の低下とも関係するため、十分な注意が必要です。

#### ② 雪道を歩く際の注意

雪が積もる屋外の作業は少ないかと思いますが、自宅と就業場所との往復の際に、雪道を歩くことは多いでしょう。下記の事項を参考に、転倒事故の防止に努めましょう。

- ① 滑りにくい靴を履きましょう。
- ② 小さな歩幅で、靴の裏全体をつけて歩きましょう。
- ③ 脚力を強化する運動をしましょう。
- ④ 転んでも大きなケガにならない服装で出かけましょう（コート、帽子、手袋）。

<参考> 「転ばないコツ教えます」  
ホームページ… <http://tsurutsuru.jp/>

#### ◆事故の発生状況◆ 平成30年度

	平成30年 12月発生分	年度 累計	前年同月 発生分
傷害事故	0	7	1
賠償責任事故	1	8	2
計	1	15	3

#### ③ 雪道の安全運転のポイント

冬道は、路面の凍結・積雪または降雪による視野の制限など、平常時に比べいわゆる「冬型事故」が起きることが多くなっています。注意すべきポイントをまとめましたので、安全運転にお役立てください。

#### スピードを落とし車間距離をとる

降雪路や積雪路を走行するときは、スピードを落とし、車間距離を十分にとって走行しましょう。特にカーブはスリップしやすいので、カーブの手前であらかじめ十分に減速してから進入しましょう。また、前方の交差点が赤信号の場合には、早めに減速します。交差点付近は特に路面が滑りやすいため、減速のタイミングが遅れると手前で停止できずに交差点に進入してしまう危険がありますから注意しましょう。

#### ブレーキはソフトに踏む

雪道で強くブレーキを踏むとスリップを招きますからブレーキはソフトに踏んで徐々に停止するようにしましょう。また、急ハンドルや急ブレーキ、急発進などの「急」のつく運転もスリップの大きな原因となりますから避けましょう。

#### 視界が悪いときは無理をして先へ進まない

激しい降雪や吹雪などで視界が極端に悪くなったときに無理をして先へ進むのは大変危険です。早めに安全な場所に退避して様子を見るようにしましょう。

裏面もご覧ください

## 「自動車運転適性診断」を実施しました

～ 会員71名が参加 ～

9月28日と11月29日の2回にわたり、損害保険ジャパン日本興亜様のご協力により「自動車運転適性診断」を実施しました。

### <診断項目>

- ・判断・動作のタイミング
- ・動作の正確さ
- ・注意配分のバランス
- ・危険感受性
- ・安全運転態度

診断結果は5段階の総合成績と、項目別の助言指導を一枚の診断票にまとめられ、参加された会員一人ひとりにお渡ししました。

成績に関わらず、多くの会員に共通して見つけた課題は右のとおりです。

### 重点指導事項

- ①速度を控えめに運転する。
- ②車間距離を十分にとる。
- ③運転中はしっかりと前方を見て、運転に集中する。
- ④運転に不必要なものを運転席の付近や身近に置かない。
- ⑤信号が青になった際に、急発進をしない。
- ⑥長時間の運転を避け、適宜休憩をとる。

「当たり前のことを当たり前に行う」ことへの課題が浮き彫りとなりました。

今回参加されなかった方もこの機会に、ご自身の運転を見直してみましよう。



## スタッドレスタイヤも滑ることを自覚しましょう

スタッドレスタイヤを装着している車はノーマルタイヤのように滑ることは少なくなります。

しかし、雪質などによって走行条件が変化しますので過信は禁物です。

右のような場所では、スタッドレスタイヤでも、細心の注意が必要です。速度をいつもよりも落として慎重に運転しましょう。

### <スリップ事故が発生しやすい場所>

- ・橋の上、高架道路の上
- ・5%以上の勾配がある坂道
- ・トンネルの出入り口
- ・交差点、踏切の手前（皆がブレーキを踏み、路面の雪がツルツルになる場所）
- ・川沿いの道、琵琶湖沿いの道
- ・昼間でも日陰になりやすい場所
- ・崖水などが路面に降下し、側溝のない場所

## ◆ 11、12月の発生事故

種別	日時	会員	事故の概要
賠償責任事故	11月29日 11:00頃	男性 4名	(公共施設の窓ガラス清掃) 高圧洗浄機を使用して、窓ガラスを清掃していた。洗浄機の水が、サッシ下部から入り、 <b>屋内の床の一部が浸水</b> した。それにより、浸水した部分の <b>床材に反りや浮き</b> が生じた。
賠償責任事故	12月19日 10:00頃	男性 2名	(除草) 刈払機による空き地の除草をおこなったところ、 <b>飛石</b> により隣接地に停めてあった <b>軽乗用車のフロントガラスにヒビ</b> が入り、助手席側後部 <b>ドアに2ヵ所の傷</b> がついた。 会員は飛散防止ネットの設置等、 <b>必要な飛石対策を講じていなかった</b> 。☞修理費用は会員に負担いただくこととなります。